### 4 使用済小型家電の適正な処理の確保

(1) 認定事業者に対する立入検査・指導の適切な実施

### (再資源化事業計画の認定)

小型家電リサイクル法第10条各項において、再資源化事業者は、再資源化事業の内容や使用済小型家電の収集、運搬及び処分の委託先等について定めた再資源化事業計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣に認定を申請することができるとされ、両大臣は当該申請に係る再資源化事業の内容が基本方針に照らし適切なものであるなど、一定の要件に適合するものであるときは、その計画の認定を行うこととされている。

また、小型家電リサイクル法第11条第1項から第3項までの規定において、認定事業者が再資源化事業計画に記載した事項のうち再資源化事業の内容等を変更しようとするときは、軽微な変更の場合(注1)を除き両大臣の認定を受けなければならないとされている(項目資料4-(1)-①参照)。また、小型家電リサイクル法施行規則第12条において、再資源化事業計画のその他の記載事項(認定事業者の代表者や役員の氏名等)の変更の場合は、変更の日から30日以内に、両大臣に届け出なければならないとされている(共通資料3、項目資料4-(1)-①参照)。

(注1) 小型家電リサイクル法施行規則第10条及び第11条において、軽微な変更とは、収集、運搬及び処分の委託先の氏名・名称の変更等とされており、変更する10日前までに、両大臣に届け出なければならないとされている。

なお、小型家電リサイクル法第11条第4項において、認定事業者が再資源化事業計画に従って 事業を実施していないなどの場合、環境大臣及び経済産業大臣はその認定を取り消すことがで きるとされている。

上記の再資源化事業計画の認定等に関する手続の円滑化を図るため、環境省及び経済産業省は、認定申請の手引きを作成し、周知している。

## (運搬車の表示等)

小型家電リサイクル法施行規則第8条各項において、認定事業者等は、運搬車を用いて使用済 小型家電の収集又は運搬を行う際には、収集又は運搬を行う者の氏名又は名称等を運搬車に表 示するとともに、運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先等を記載した書面を備え付けること とされている。

また、認定申請の手引きにおいて、例えば、表示については、表示方法は任意であることや「小型家電認定事業者マーク」を使用することができること、書面の備付けについては、必要な書面を携帯するか、書面をPDFにして携帯電話に保存すること等により、求められた場合には表示できるようにしておく必要があることなどとされている(認定申請の手引きの8参照)。

#### (立入検査等)

小型家電リサイクル法第15条及び第17条において、環境大臣及び経済産業大臣は、認定事業者等に対して、i)再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言、ii)事務所、工場等の立入検査を実施することができるなどとされている。

また、小型家電リサイクル法施行規則第16条において、環境大臣及び経済産業大臣の立入検査 の権限は、それぞれ地方環境事務所長及び経済産業局長に委任されている。

地方環境事務所及び経済産業局は、平成27年度は全国で19事業者に対して立入検査を実施し

ており、28年度は26事業者に対して実施予定(当省の調査時点)である。

# ア 立入検査結果に基づく指摘事項及び指導状況

今回、7地方環境事務所及び8経済産業局が平成27年4月から28年7月までに立入検査を実施した認定事業者等24事業者について、立入検査結果に基づく主な指摘事項を調査したところ、再資源化事業計画の内容と実態が異なるなど、次の事項について指摘している状況がみられた(項目資料4-(1)-②参照)。

- ① 再資源化事業の委託先や資源の売却先が再資源化事業計画と異なる(5事業者(20.8%))
- ② 個人情報保護対策が不適切又は再資源化事業計画と異なる(5事業者(20.8%))
- ③ 回収、管理及び処分方法が再資源化事業計画と異なる(5事業者(20.8%))
- ④ 認定事業者等の役員が再資源化事業計画と異なる(5事業者(20.8%))
- ⑤ 運搬車に必要な表示や書面の備付けが行われていない(4事業者(16.7%))
- ⑥ 保管施設等の表示等が不適切(4事業者(16.7%))
- (7) 管理伝票の記載が不適切(2事業者(8.3%))

これらの指摘事項について、地方環境事務所及び経済産業局の指導状況を調査したところ、 上記①に関して、再資源化事業計画の変更申請が必要な内容であるが、5事業者のうち、2事業 者に対しては変更届出を行うよう指摘されており、変更申請と変更届出の区分について正し く指導されていない状況がみられた。

# イ 再資源化事業計画の遵守状況等

### (7) 再資源化事業計画の遵守状況

今回、平成28年7月現在で認定を受けている47事業者のうち、20事業者における再資源 化事業計画の遵守状況について調査したところ、3事業者(15.0%)において、次のとお り、再資源化事業計画が遵守されていない状況がみられた。

① 再資源化事業計画に記載されていない事業者に、回収した使用済小型家電から得られたケーブル等を売却しているにもかかわらず、再資源化事業計画の変更申請を行っていない(注2) (1事業者(5.0%))。

また、当該事業者に対しては、地方環境事務所及び経済産業局による立入検査が行われていた(注3)が、売却先の変更申請が行われていないことについて指摘されていなかった(項目資料4-(1)-③参照)。

- (注2) 不適切な処理を行う事業者に売却されることを防ぐため、小型家電リサイクル法施行規則第4条第 1号において、使用済小型家電の引取りから処分が終了するまでの一連の行程が明らかであることが 認定基準の一つとされ、再資源化事業計画に資源の売却先を記載することとされている。
- (注3) 当該事業者は、平成28年8月1日以降に立入検査を受検したため、前述アー①には含まれていない。
- ② 代表取締役以外の役員の変更届出が行われていない(2事業者(10.0%))。 また、これら2事業者のうち1事業者に対しては、地方環境事務所及び経済産業局による立入検査が行われていたが、代表取締役以外の役員の変更届出が行われていないこと

について指摘されていなかった(項目資料4-(1)-④参照)。

③ 再資源化事業の一部を委託する認定事業者において実施することとされている委託 先の監督のための措置が、認定以降、行われていない(1事業者(5.0%))。

また、当該事業者については、地方環境事務所及び経済産業局による立入検査が行われていたが、委託先に対する監督が行われていないことについて指摘されていなかった (項目資料4-(1)-⑤参照)。

## (イ) 運搬車における使用済小型家電の収集運搬に関する表示等の状況

今回、調査対象20認定事業者のうち、認定事業者の本社や搬入処理施設で確認できた 15事業者の運搬車について、使用済小型家電の収集運搬に関する表示等の状況を調査し たところ、当該事業者において表示や書面の備付けが必要との認識が不十分であったこ とから、次のような状況がみられた。

- ① 運搬車に必要な収集又は運搬を行う者の氏名又は名称が表示されていない(2事業者(13.3%))。
- ② 運搬車に運搬先の事業場の名称等が確認できる書面が備え付けられていない (1事業者 (6.7%))。

### 【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、使用済小型家電の適正な再資源化を確保する観点から、 次の措置を講ずる必要がある。

- ① 認定事業者に対して、再資源化事業計画の変更内容に応じた変更手続について、適切に指導すること。
- ② 認定事業者に対して、資源の売却先、役員等に変更があった場合の変更手続の実施状況、委託先の監督状況などについて、立入検査の実施を徹底し、適切に指導すること。
- ③ 認定事業者に対して、運搬車における使用済小型家電の収集運搬に関する表示等について、 適切に指導すること。